

北海道政策評価条例の施行状況等の点検結果（素案）

1 はじめに

北海道政策評価条例（以下、「条例」という。）は、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある行財政資源を効果的に配分するとともに、道政の透明性を高め、道民への説明責任を果たす道政運営の基本的制度である。

本条例は5年を経過するごとに、社会経済情勢等の変化を勘案の上、条例の施行状況等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしており、今般、前回点検から5年を経過したことから、条例の施行状況等について、点検・検討を行った。

2 北海道政策評価条例に基づく施行状況等の点検と検討

（1）社会経済情勢の変化等

① 道における政策評価を取り巻く状況

【総合計画の推進管理を中心とする】

前回点検時（H27）より、北海道総合計画（以下、「総合計画」という。）の推進管理を中心とし、総合計画の施策推進体系に沿った施策と事務事業の一体的な評価や、目標・指標など具体的な根拠に基づく評価を着実に実施

【総合計画の見直し】

新型コロナの影響により、道内の社会経済情勢に大きな変化が生じていること、また、道の施策及び計画にも影響を生じていること、その他ポストコロナを見据えた施策の展開について、総合計画への反映が必要なことから、今後、総合計画を見直すこととしており、政策評価においても整合性を図るなどの対応が必要

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナの影響により、渡航制限や移動制限、「3密」の懸念のある各種プロモーション事業や研修会の中止や延期、規模縮小など様々な施策に影響が出ていることを踏まえた政策評価を実施

② 都道府県における政策評価の実施状況

都府県における政策評価の実施状況と照らし、道の政策評価の現状と課題の把握や今後の政策評価のあり方について検討を行うため、都府県調査を行い、評価の対象や手法、評価実施の体制などについて把握

(2) 政策評価条例の施行状況の点検と結果

条項等	条文(要旨)	施行状況の点検結果
第1章 総則		
第2条	<ul style="list-style-type: none"> ・基本評価 施策に関して行う政策評価及び事務事業に関して行う政策評価 ・公共事業評価 基本評価を補完するため、公共事業に関して行う政策評価 ・特定課題評価 政策に関するその時々課題であって、知事が点検、検証等を行う必要があると認めるものに関して行う政策評価をいう 	<p>〔基本評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の「政策評価制度の見直しの方向性」に基づき、政策評価を通じた総合計画の着実な推進を図るため、平成28年度に、同計画の政策推進体系に沿って施策を再編したほか、平成29年度からは施策評価と事務事業評価の一体的な実施、平成30年度には評価体制を総合政策部に一元化させた。また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症に伴う施策への影響調査と改善に向けて意見を付すなど政策評価を通じて総合計画の一体的な推進管理を行ってきた ・都府県調査の結果では、大半の都府県で施策と事務事業評価を実施 <p>〔公共事業評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業評価については、国の事業採択前に実施する事前評価と事業期間中に行う再評価により、事業の実施(継続)の必要性について評価を行っている。また、平成28年度より、事業実施後の効果や事業目的の達成状況を明らかにするため、事前評価対象地区の事業完了後に、公共事業専門委員会に対し報告を行っている ・都府県調査の結果では、すべての都府県で実施している <p>〔特定課題評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きく変化する社会経済情勢のもと、その時々政策課題に対応するため、これまで、基金のあり方や情報システムの利活用、分かりやすい評価制度などについて評価を実施し、業務の効率化といった効果的な政策展開に反映させている ・都府県調査の結果では、特定課題を評価する仕組みのない都府県が多数で、実施しているのは少数となっている <p>〔点検の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本評価、公共事業評価は多くの他都府県で実施していることや政策課題に対応するため行う特定課題評価を含め、政策の特性に応じて3種の評価を行うことは、総合計画の着実な推進に向け有効に機能すると考えられ、今後とも、本条の規定に基づき、評価を行っていくことが適切と考えられる

条項等	条文（要旨）	施行状況の点検結果
第2章 政策評価に関する基本方針		
第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価に関する基本方針を定めなければならない ・評価の対象、視点、時点、方法、北海道政策評価委員会の運営、結果の反映、情報の公表、政策評価の充実のために必要な措置等 <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価を原則とし、政策の特性に応じて事前評価又は事後評価を併せて行うよう努めなければならない ・基本方針を定めるに当たっては、実施機関と協議するとともに、政策評価委員会の意見を聴取しなければならない ・基本方針は遅滞なく、実施機関に通知するとともに、公表しなければならない 	<p>〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の推進管理を中心としたことから、平成28年に、基本方針における目的や基本的な考え方など全文の関係箇所を修文し趣旨との整合を図った ・都府県調査の結果では多くの都府県においても要綱や基本方針を定め政策評価に取り組んでいることを把握 <p>〔点検の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの都府県で、基本方針等の規定を定めて評価を実施していることから、今後とも本条の規定に基づき、評価を実施していくことが適切であると考えられる <p>〔基本評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本評価に関しては、総合計画の推進を図る観点から、中間評価とすることで、施策の推進状況を客観的に評価し、次年度に向けた効果的な事業構築や予算措置に反映させている ・今年度においても、施策や事務事業における新型コロナの影響を点検し、影響があったものについては次年度の事業精査に向けた検討を行う旨の評価に取り組んだところ <p>〔公共事業評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業評価については、政策の特性を考慮し、国による事業採択等を予定している施工地区については事前評価を、事業採択後、長期間を経過した時点で継続中の地区等については、再評価（中間評価）を行っている ・都府県調査の結果では、事前評価、再評価、事後評価の3種類を行っている都府県が最も多く、次に同数で事前評価と再評価、再評価のみであった <p>〔点検の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本評価については、中間評価を行うことにより、総合計画の推進はもとより、新型コロナや自然災害など不測の事態においても事業の適切な見直しを行うことが可能であると考えられる。一方で、公共事業評価については、都府県によっては事後評価を行っている事例が見られるため、今後、事後評価の有効性などについての検討が必要であるものの、事後評価については既に本条に規定されていることから、今後とも本条の規定に基づき、評価を実施していくことが適切であると考えられる

条項等	条文（要旨）	施行状況の点検結果
第3章 一次政策評価		
第5条 （実施方針） 第6条 （一次評価の実施） 第7条 （評価調書の作成）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関は、毎年度、基本方針に基づき、基本評価、公共事業評価及び特定課題評価に関する実施方針を定めなければならない ・実施機関は、実施方針に基づき、一次政策評価を自ら行わなければならない。 ・一次政策評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない ・評価調書を公表しなければならない 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の推進管理を中心としたことから、平成28年に、一次評価の実施方針において、基本的な考え方や評価の視点など全文の関係箇所を修文し、趣旨との整合を図った <p>【基本評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度については、施策と事務事業における新型コロナの影響について点検を行うため、実施方針と別に定める「令和2年度基本評価マニュアル」で示す評価方法や評価調書の修正を行った ・都府県調査の結果では、ほぼすべての都府県において一次評価を行っている <p>【公共事業評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都府県調査の結果では、すべての都府県において一次評価を行っている <p>【点検の結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標の実現に向け、各々が施策を推進する立場から、施策と事務事業を客観的に評価し、見直しを行うなどして自律的に改善していく一次評価は、ほぼすべての都府県において実施しており、また、今回の新型コロナによる事業の中止・延期等についても新たな方策等について速やかに検討するなど、施策の推進に有効に機能していると考えられ、今後とも本条の規定に基づき、一次評価を行っていくことが適切と考えられる

条項等	条文（要旨）	施行状況の点検結果
第4章 二次政策評価		
<p>第8条（二次評価の実施）</p> <p>第9条（資料の提出及び説明の要求）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関が一次評価を行った政策のうち、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて、二次評価を行う ・二次評価を行うに当たっては、あらかじめ、基本方針に基づき、二次評価の対象、視点その他必要な事項を定め、遅滞なく、実施機関に通知するとともに、公表しなければならない ・二次評価を行うため、必要な範囲内において、実施機関に資料の提出及び説明を求めるものとする 	<p>〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の推進管理を中心としたことから、平成28年に、二次評価の実施方針において、基本的な考え方や視点など全文の関係箇所を修文し、趣旨との整合を図った <p>〔基本評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、新型コロナの影響を踏まえた二次評価を行うため、実施方針と別に定める「令和2年度基本評価に係る二次政策評価意見の検討の考え方」の評価対象や視点を修正した ・都府県調査の結果では、一次評価のみという都府県が、二次評価を行っている都府県を上回っている <p>〔公共事業評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都府県調査の結果では、一次評価のみという都府県が、二次評価を行っている都府県を上回っている <p>〔点検の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局の自己評価である一次評価を踏まえ、予算編成や組織・機構整備、政策の立案などの所管課で構成する二次評価チームが全庁的な観点で評価を行うことで、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図ることが可能なため、今後とも、本条の規定に基づいた二次評価を行っていくことが適切と考えられる
第5章 道民参加の推進		
<p>第11条（道民の意見）</p> <p>第12条（道民の意見の政策評価への反映）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道民は、政策評価の制度及び結果その他の政策評価に関する事項について、実施機関に意見を述べるができる ・実施機関は、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努める ・実施機関は、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする ・実施機関は、毎年度、道民の意見の政策評価への反映状況を公表しなければならない 	<p>〔共通〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道においては、HPを活用し年間を通じた意見を募集しているほか、評価結果公表後は、HPや道庁、14振興局でアンケートを行っている ・都府県調査の結果では、多くの都府県で政策評価の実施状況や結果を公表の上、HPや県民アンケートなどにより募集を行っており、住民意見を取り入れる仕組みがないのはごくわずかであった <p>〔点検の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後とも、道政の透明性を高め、道民参加を推進するため、本条の規定に基づき、道民が意見を述べる機会を確保することが適切であると考えられる

条項等	条文（要旨）	施行状況の点検・結果
第6章 政策評価委員会		
第13条 （設置） 第14条 （所掌事項） 第15条 （組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実に資するため、知事の附属機関として、北海道政策評価委員会を置く ・実施機関の諮問に応じ、政策評価の実施及び制度に関する事項について調査審議 ・委員15人以内で組織し、委員は道政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。任期は2年とする 	<p>〔基本評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都府県調査の結果、約3分の2の都府県において外部評価を行っている ・評価の視点としては、政策や施策の方向性や一次評価の妥当性、指標の適切性などについての審議など様々 ・一方で、外部評価を行っていない都府県はその理由として、自己評価を基本としている、住民代表である議会報告を行っている、世論調査を実施し県民意見の反映に努めているからなどを挙げている <p>〔公共事業評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都府県調査の結果、すべての都府県において外部評価を行っている ・評価の視点としては、事業の有効性や必要性、妥当性など <p>〔点検の結果〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い分野の有識者等の知見を外部評価から得て行っている都府県が大半であり、客観的で厳格な評価を実施するため、今後とも本条の規定に基づき、外部評価を行うことが適切と考えられる

<検討結果と今後の方向性>

社会経済情勢等の変化を勘案した結果、今後も現行の条例に基づいて、評価を行うことが可能と考えられる

なお、運用上の観点からは、改善等が必要な点があることから、本条例の規定のもと、評価事務の一部を見直すこととする